

# 電子帳簿保存法 のポイント!

令和六年一月一日

直  
日  
国  
税  
庁

(注) 本資料は、令和5年度税制改正までの情報に基づいて作成しています。



# ～目次～

## 1 基本編（基本的な取扱いを知りたい方）

・・・スライド 2～12

## 2 応用編（もっと詳しく知りたい方）

・・・スライド 13～24

# 経理に関するお悩み ▶▶▶ 電子帳簿等保存制度で**経理のデジタル化**

## こんなお悩み、ありませんか？

- 「もっと経理を楽にやりたい」
- 「経営状況をリアルタイムに把握したい」
- 「わざわざ出勤して請求書等在处理している」

## そのお悩み、**電子帳簿等保存制度**が解決！

(できることの例)

- もっとスピーディーに経理処理できる
- 経理のデジタル化を通じて生産性を向上
- 経理担当のテレワーク推進

### Q. そもそもどんな制度？

A. このような場合に関するルールを定めています。

- 会計ソフトで作った帳簿を、プリントアウトせずに**データのままで保存**
- 経費の領収書やレシートを**スマホで撮影**して経理処理・保存

### Q. 具体的に何が便利に？

A. このようなことができるようになります。

- 紙をファイリングする手間や保存スペースが**不要**に
- 日付や取引先名で検索できるので、探したい書類が**すぐに見つかる**
- データ上で経理処理ができるので、**経理担当もテレワーク**ができる

### Q. 紙で帳簿・書類を保存している私には関係ない？

A. **いいえ**、紙で帳簿・書類を保存している方にも関係があります。

PDF等のデータで受け取った請求書などについては、ルールに基づいて保存していただくことが必要です。

# 電子帳簿等保存制度の概要

- 電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度です。
- 記録の改ざんなどを防止する観点から、保存時に満たすべき一定の要件が電子帳簿保存法で定められています。

## ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

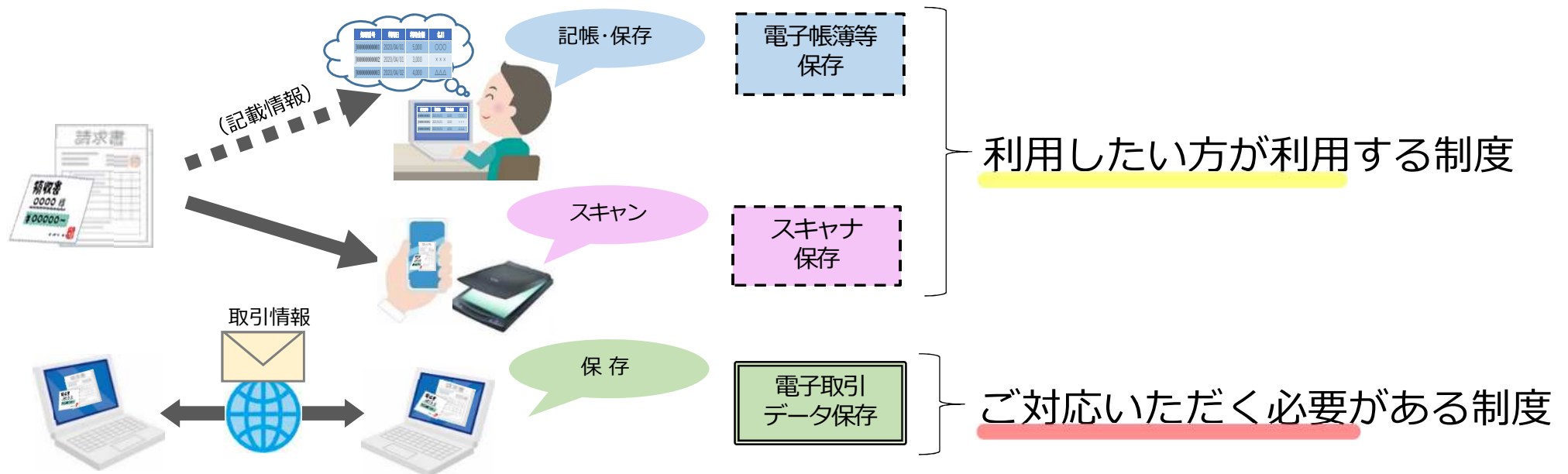
ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿（会計ソフトで作成している仕訳帳等）や国税関係書類（パソコンで作成した請求書等の控えや決算書等）については、プリントアウトして保存するのではなく、一定の要件の下で電子データのまま保存等ができます。〔平成10年度税制改正で創設〕

## ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した紙の領収書・請求書等）については、その書類自体を保存する代わりに、一定の要件の下でスマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。〔平成17年度税制改正で創設〕

## ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、一定の要件の下でその電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。〔平成10年度税制改正で創設〕



# ① 電子帳簿等保存について

## 電子帳簿等保存とは？

- 税法上保存が必要な帳簿・書類をパソコン等で作成した場合は、プリントアウトせずにデータのまま保存することができます。
- 帳簿・書類のデータ保存を始めるにあたって、特別な手続は必要ありません。

## どのような帳簿・書類が対象になるの？

- 会計ソフトで作成している仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳などの帳簿
- 会計ソフトで作成した損益計算書、貸借対照表などの決算関係書類
- パソコンで作成した見積書、請求書、納品書、領収書などを取引相手に紙で渡したときの書類の控え

## 優良な電子帳簿にはさらにメリットがあります！ ▶▶▶ 優良な電子帳簿については15ページへ

- 一定の帳簿を優良な電子帳簿として保存していれば、過少申告加算税の軽減措置の適用を受けることができます。
- 仕訳帳と総勘定元帳を優良な電子帳簿として保存していれば、所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

## ② スキャナ保存について

### スキャナ保存とは？

- 紙の領収書・請求書などは、その書類自体を保存する代わりに、スキャナやスマートフォン、デジタルカメラなどで読み取った電子データを保存することができます。
  - スキャナ保存を始めるにあたって、特別な手続は原則（※）必要ありません。
  - これからやりとりする書類だけでなく、スキャナ保存を始める日より前にやりとりした過去分の書類（※）もスキャナ保存することができます。
- ※ 過去分の重要書類（資金や物の流れに直結・連動する書類）についてスキャナ保存する場合は、あらかじめ届け出る必要があります。

### どのような書類が対象になるの？

- 取引相手から紙で受け取った書類
- ご自身が手書きなどで作成して取引相手に紙で渡す書類の写し

（対象となる書類の例） 契約書、見積書、注文書、納品書、検収書、請求書、領収書など

（対象とならない書類の例） 棚卸表、貸借対照表、損益計算書、電子取引データを出力した書面など

### どうやって保存すればいいの？

- 「スキャナ」や「複合機」で読み取った電子データのほか、スマートフォンやデジタルカメラなどで読み取った電子データでも問題ありません。
- スキャナ保存については様々なルールを満たして保存するために、対応ソフト等を使用することが一般的です。



### ③ 電子取引データ保存について

#### 電子取引データ保存とは？

- 領収書・見積書・請求書などに相当するデータをやりとりした場合には、一定のルールの下でそのデータ（電子取引データ）を保存しなければなりません。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている全ての方に対応いただく必要があります。

#### どのような書類が対象になるの？

- 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれるデータが対象です。
- 受け取った場合だけでなく、送った場合にもデータのまま保存する必要があります。
  - ※ あくまでデータでやりとりしたものが対象であり、紙でやりとりしたものをデータ化しなければならない訳ではありません。

#### どうやって保存すればいいの？

- やりとりしたデータをプリントアウトした書面のみを保存する方法は認められず、電子取引データそのものを保存する必要があります。
- ファイル形式は問いませんので、PDFに変換したデータやスクリーンショットをしたデータで保存いただいても問題ありません。

### ③ 電子取引データ保存について（つづき）

## 電子取引データ保存の一定のルールとは？

### 1. 真実性の確保（改ざん防止）

※以下のいずれかを満たす

- ◆ タイムスタンプが付与されたデータを受け取る。
- ◆ 保存するデータにタイムスタンプを付与する。
- ◆ データの授受と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。
- ◆ **不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。**



### 2. 可視性の確保

※①と②を全て満たす

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② **検索要件の充足**

以下のいずれかに該当する方は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、②の「検索要件の充足」が不要。

- ✓ 基準期間(2課税年度前)の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者
- ✓ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者



## システム対応が間に合わない場合などの猶予措置

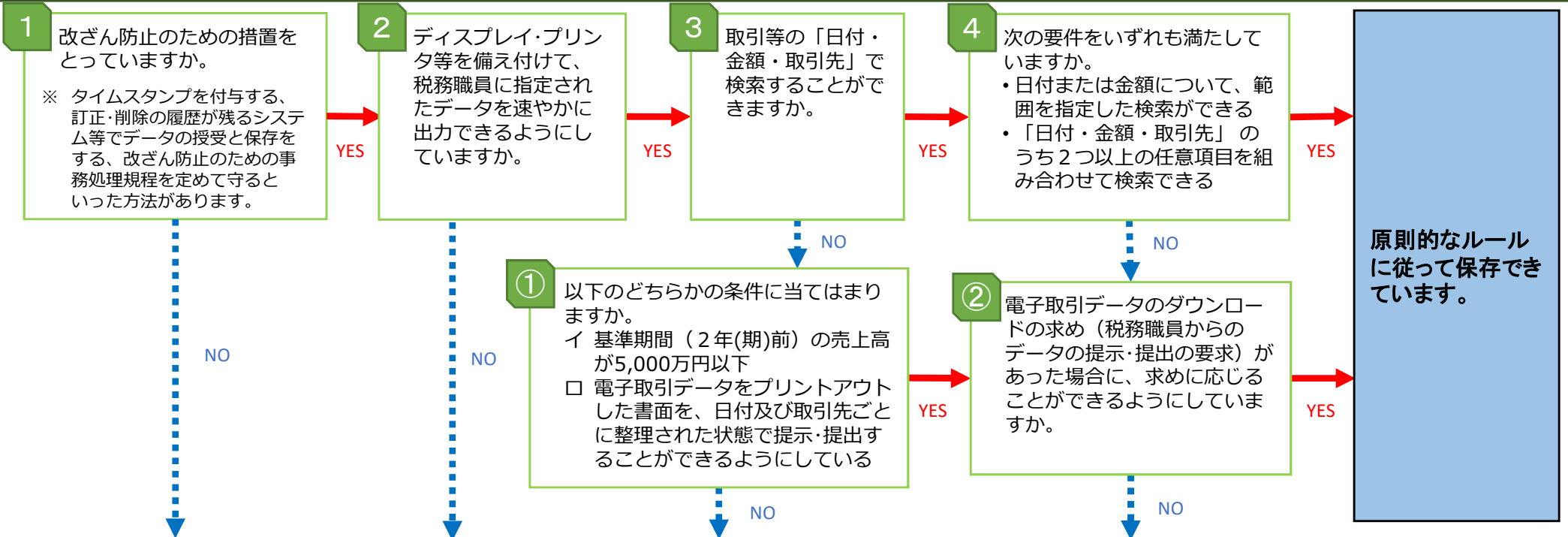
電子取引データ保存の一定のルールに沿った保存ができない場合であっても、以下の(1)と(2)を満たす場合には、一定のルールに沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができます。

(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）



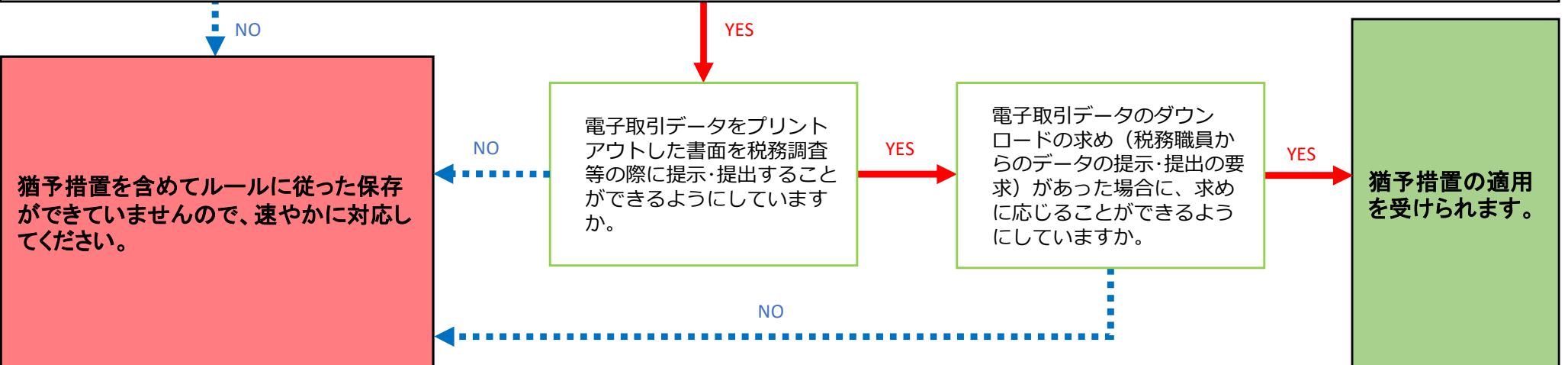
(2) 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

### ③ 電子取引データ保存について (つづき)



**猶予措置の対象となるかご確認ください。**

上記1～4（①イ・ロを含みます。）の対応ができなかったことについて、相当の理由がありますか（※）。  
※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があるとは認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。



# ご案内

電子帳簿等保存法は、税務関係書類のデータ保存を可能とする法律で、同法に基づく各種制度を利用することで、経理のデジタル化が図れます。

また、取引に関する書類に通常記載される情報（取引情報）を含む電子データをやり取りした場合の、当該データに関する保存義務やその保存方法等についても同法により定められていますので、所管税務・法人税法上の保存義務となる方は、特に「電子取引」についてご確認ください。

制度別に調べる

- 電子取引**  
メールやインターネットを介してやり取りした取引情報に係るデータの保存義務について
- 電子帳簿・電子書類**  
会計ソフト等パソコンを使用して帳簿や取引書類を作成、保存したい方へのご案内
- スキャナ保存**  
取引関係書類を画像データ化して保存したい方へのご案内

## 電子帳簿等保存制度特設サイト

特設サイトでは、取扱通達やQA（一問一答）などを、3つの制度ごとに調べることができます。

[国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト](#) で検索 または



## 各制度のポイントがわかるパンフレット

それぞれの制度のポイントについては、特設サイトに掲載のパンフレットで確認することができます。

電子帳簿等保存法  
はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存

電子帳簿等保存法  
はじめませんか、書類のスキャナ保存

電子帳簿等保存法  
電子取引データの保存方法を確認ください

電子帳簿等保存法の特典

## IT導入補助金

電子帳簿保存法への対応に関連する補助金として、会計ソフトや受発注システム等の導入に対する「IT導入補助金」があります。

詳しくは、IT導入補助金事務局ホームページ（外部サイト）をご確認ください。



2023年7月31日まで  
の申請受付はこちら



2023年8月1日以降  
の申請受付はこちら

# システム等の要件適合性に関する確認方法①

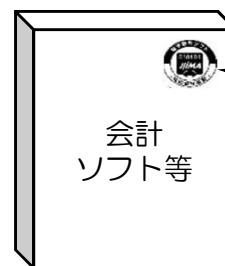
## 市販のソフトウェア等に関する要件適合性の確認方法（JIIMA認証）



【納税者】

どの会計ソフトが要件を満たしているのかな？

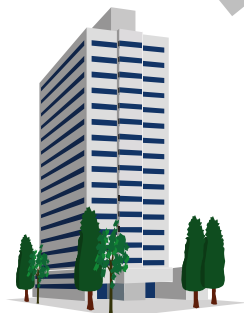
ソフトウェア等のパッケージや説明書のJIIMA認証マークをご確認ください。



(例)



④ 認証ソフトウェア等を販売



ソフトウェアベンダー

① 法令上の要件確認を依頼

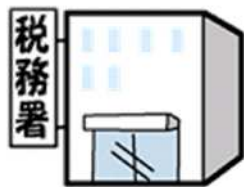
② 要件適合を通知

★ 認証マークの使用が可能に



(公社)日本文書情報  
マネジメント協会  
〔略称：JIIMA〕

③ 確認（認証）したソフトウェア等の情報を提供



認証ソフトの一覧はJIIMAや国税庁のHPに掲載しています。

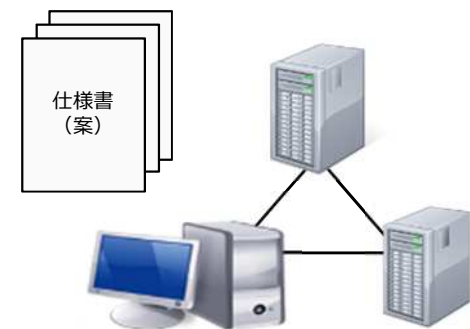
国税庁HPの掲載場所  
はこちら



# システム等の要件適合性に関する確認方法②

## 自社開発システム等に関する要件適合性の確認方法（相談窓口）

自社専用のシステムを構築するけど要件を満たしているかな？



### 要件適合性に関する事前相談窓口を設けています。

受託開発されるシステムや自社開発するシステムを対象に、要件適合性に関する事前相談の窓口を設けています。

相談窓口の担当部門などについては、国税庁HPをご確認ください。

要件適合性に関する事前相談窓口

電子帳簿等保存制度を利用するため、各企業等において受託開発されるシステムや自社開発のシステムを対象に、電子帳簿保存法における要件適合性に関する事前相談の窓口を設けています。

税務署所長の法人又は個人事業者の方

税務署	担当部門
各税務署	法人課税部門、又は、個人課税部門

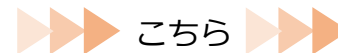
国税局又は沖縄国税事務所長の法人

国税局等	担当課
東京国税局、入国税務課及び名古屋国税局	調査課税課、電子帳簿保存法担当
加東信託国税局	調査課税課、電子帳簿保存法担当

法人等

- 税法 (e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク)
- 法令解釈速達
- その他法令解釈に関する情報
- 事務電音送付
- 国税庁告示
- 文書回答事例
- 質疑応答事例

国税庁HPの掲載場所は



※ 制度等に関する一般的なご質問やご相談については、各国税局の電話相談センターにてお受けしています。



＼＼もっと詳しく知りたい方へ／／

# 電子帳簿等保存制度の留意点





## ① 電子帳簿等保存における留意事項

## 対象となる帳簿の範囲についての留意事項

- **訂正削除履歴が残らない帳簿**でも、以下の要件（①及び②）を満たせば、優良な電子帳簿以外の電子帳簿として**電子データでの保存が可能**です。
  - ① モニター・説明書等を備え付けていること
  - ② 当局による「ダウンロードの求め」に応じることができること

▶▶▶ 「ダウンロードの求め」については、23ページへ
- 申告所得税・法人税に関する帳簿のうち電子保存が可能なものは、**正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って作成されている帳簿のみ**に限定されています。

申告所得税 法人税	「正規の簿記の原則」に従って整然かつ明瞭に記録されている帳簿のみ対象 ⇒ 貸借対照表(B/S)まで作れる帳簿であることが必要
その他	全ての帳簿を電子保存可能

## 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置の概要

申告所得税・法人税・消費税に関する帳簿について、モニター・説明書等の備付け等の要件に加え、**①～③の全て**を備えている場合には、その帳簿に関連する過少申告があっても過少申告加算税が5%軽減される措置です。

- ① 訂正削除履歴の保存等
- ② 帳簿間の相互関連性
- ③ 取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能

## 注意点

- 適用を受けるためには**軽減措置の対象となる範囲の帳簿**（特例国税関係帳簿）**に記録されるすべての取引**について優良な電子帳簿の要件を満たして記録する必要があります。
- 適用を受けるためには、対象となる範囲の帳簿について、**その課税期間の最初から**優良な電子帳簿として備付け・保存を行っていることが必要です。
- 帳簿に関連のない非違（例：個人の一時所得や保険料控除などに関する非違）は、軽減措置の対象外です。
- 軽減措置の適用を受けるためには、**あらかじめ届出書を提出**している必要があります。

## ① 電子帳簿等保存における留意事項（つづき）

## 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置の対象となる帳簿の範囲

①仕訳帳、②総勘定元帳、③**その他必要な帳簿**のうち、以下の記載事項に係るもの

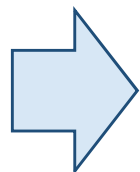
③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、賃金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、賃金台帳（所得税のみ）
売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
減価償却資産に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

**Q** 優良な電子帳簿に関する過少申告加算税の5%軽減措置の適用を受けるためには、あらかじめ届出書を提出している必要があるとの説明がありましたが、具体的にはいつまでの期限を指すのでしょうか。

**A** 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、過少申告加算税の特例の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要となります。

**Q** パソコンで作成した書類をデータで保存する場合、そのデータを出力した請求書等に手書きにより新たな情報を付加した上で相手方に交付した場合のその写しは、必ず書面により保存しなければなりませんか。

**A** 作成したデータで保存することができる書類は、「自己が一貫して電子計算機を使用して作成する」ものでなければなりません。  
したがって、パソコンで作成した書類を書面に出力し、それに手書きにより新たな情報を付加したものは、一貫して電子計算機を使用して作成したものではないので、その書類については、書面により保存しなければならないこととなります。



データを出力した後に新たな情報を付加した書類（決算関係書類を除きます。）などについては、別途「スキャナ保存」制度を利用してデータで保存することができます。

## ② スキャナ保存における留意事項

### スキャナ保存におけるタイムスタンプ付与に代えられる措置

- 解像度・バージョン管理・帳簿相互関連性などの要件に加え、**タイムスタンプの付与**の要件を満たすことが必要です。
- ただし、スキャンによるデータ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを客観的に確認できる場合には**タイムスタンプの付与の要件に代えることができます。**

タイムスタンプ付与の代替要件なので「**ある時点以降に変更を行っていないことの証明**」という**タイムスタンプが果たす機能**が必要

以下の3点を通じて、データ入力・保存が法令上の期限内に行われたことを**客観的に担保**できる仕組み

- ✓ 自社システムから時刻の改ざんが不可能
- ✓ 時刻データはNTPサーバ（ネットワーク上で現在時刻を配信するサーバ）と同期して取得
- ✓ スキャンデータが保存された時刻記録や、その時刻が変更されていないことが確認できる

(注) これらを満たすものとして、通達では「他者が提供するSaaS型クラウドサービス」を例示

- ※ 電子取引データ保存において、タイムスタンプの付与により改ざん防止のための措置を講じている場合についても同様です。

### スキャナ保存データなどに関して仮装隠蔽があった場合の重加算税10%加重

加重対象となる不正の例

スキャナ保存	電子取引データ保存
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存しているスキャナデータを直接改ざんした場合</li> <li>・スキャナ保存される前の紙段階で不正があった場合</li> <li>・通謀等により相手方から受領した架空の請求書等をスキャナ保存している場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存している電子取引データを直接改ざんした場合</li> <li>・電子取引データの作成段階で不正があった場合</li> <li>・通謀等により相手方から受領した架空の電子取引データを保存している場合</li> </ul>

**Q** スキャナで読み取った後、紙の書類（原本）を廃棄しても問題ないでしょうか。

**A** スキャナデータと紙の書類の記載事項とを比較し、折れ曲がりがないかなど、同等であることを確認した後であれば、即時に廃棄して差し支えありません。  
ただし、入力期間を経過した場合には、スキャナデータと合わせて紙の書類を保存する必要があります。  
（スキャンミスしたデータを読み取り直してスキャナ保存する場合には、入力期間を経過していても紙の書類を廃棄できる場合があります。）

**Q** 電子取引データをプリントアウトした書面をスキャナ保存することは認められますか。

**A** 認められません。  
ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面等への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。



### 猶予措置における「相当の理由」

所轄税務署長が「**相当の理由**」があると認める場合には、改ざん防止や検索機能などの保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができます。

▶▶▶ 例えば、以下のような事情がある場合については、この猶予措置における「相当の理由」があると認められると考えられます。

- システムや社内のワークフローなどの整備が間に合わない場合
- 要件に従って保存できる環境が整っているが、資金繰りや人手不足などの理由で要件に従った保存ができない場合

### 注意点

- ※ 保存時に満たすべき要件に従って保存できる環境が整っており、資金繰りや人手不足などの理由がないにもかかわらず、あえて要件に従って保存していない場合には、この猶予措置の適用は受けられません。
- ※ 令和5年12月31日までの宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、この猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要があります。

**Q** 電子取引には、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）が該当するとのことですが、全ての電子メールを保存しなければなりませんか。

**A** 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）を行った場合についても電子取引に該当するため、その電子取引データの保存が必要となります。  
具体的には、電子メール本文に取引情報が記載されている場合は当該電子メールを、電子メールの添付ファイルにより取引情報（領収書等）が授受された場合は当該添付ファイルを、それぞれ保存する必要があります。

**Q** 電子メール等で受領した領収書データ等を、訂正・削除の記録が残るシステムで保存している場合には、改ざん防止のための措置を講じていることとなりますか。

**A** 訂正・削除の記録が残るなどの一定のシステムを使用することによって改ざん防止のための措置を講じていることとするためには、保存だけではなく、データの授受も当該システム内で行う必要があります。  
そのため、電子取引データの保存のみを訂正・削除の記録が残るシステムで行っている場合は、改ざん防止のための措置を講じていることとはなりません。  
別途、不当な訂正・削除を防止するための事務処理規程を制定して遵守するなどの方法によって改ざん防止のための措置を講じることが必要です。

# ①～③に共通するルールについての留意事項

## 検索要件の概要

帳簿等

スキャナ

電子取引

電子帳簿等保存の優良な電子帳簿の保存・スキャナ保存・電子取引データ保存においては、

**①～③の条件を全て**満たす形で検索要件を充足することが必要です。

条件① 取引等の「日付・金額・相手方」で検索ができる

条件② 「日付・金額」について範囲を指定して検索ができる

条件③ 「日付・金額・相手方」を組み合わせで検索ができる

## 検索要件の充足方法に関する例外

電子取引

**例外 1**：以下の方法により検索できる状態であれば、検索要件を満たすことになります。

### (1) 規則的なファイル名を付す方法

データの**ファイル名**に規則性をもって所定の項目を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、**フォルダの検索機能**が活用できる

(規則性を有したファイル名の例)

	20240331_110000_(株)霞商店.pdf
	20240210_330000_国税工務店(株).msg
	20240228_330000_国税工務店(株).pdf
	20241217_220000_(株)霞商店.pdf

### (2) 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で**索引簿**を作成しておくことで、**表計算ソフト等の機能**を使って検索できる

(参考) 特設サイトに索引簿の作成例(ひな型)を掲載しています。

(索引簿の例)

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20240331	110000	(株)霞商店	請求書
2	20240210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20240228	330000	国税工務店(株)	領収書
⋮				
49	20241217	220000	(株)霞商店	請求書
50	20241227	55000	国税工務店(株)	領収書

(注) 例外 1 については、スキャナ保存でも利用可能だが、検索要件以外の要件(例：バージョン管理)も満たす必要がある。

# ①～③に共通するルールについての留意事項

## 検索要件の充足方法に関する例外（つづき）

### 例外2

帳簿等

スキャナ

電子取引

- ✓ 保存データについて、税務調査等の際に電子データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、条件②③（範囲指定、組み合わせでの検索）は不要となります。
- ✓ ただし、税務職員がダウンロードを求めたデータ全てについて応じられること等が必要です。

### 例外3

電子取引

以下のいずれかに該当する方は、税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしている場合には、「検索要件の充足」が不要となります。

✓ 基準期間(2課税年度前)の売上高が「5,000万円以下」の保存義務者

✓ 電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者

## 「ダウンロードの求め」に応じることの意義

帳簿等

スキャナ

電子取引

①税務職員からのダウンロードの求めに応じられる状態で電子データの保存等を行い、かつ、②実際にダウンロードの求めがあった場合にはその求めに応じること

職員が求めた**全ての電子データ**の提出に応じる必要があり、そのデータにおいて**通常出力可能な範囲で、求めに応じた方法**（例えば出力形式の指定）で提出する必要があります。

（満たさないケースの例）

- ・ 求められた帳簿データのうち、一部について電子データの提出に応じられない/応じない
- ・ CSV形式で出力できるにもかかわらず、検索性等に劣る他の形式で提出する



## 改正の概要に関するパンフレット

令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて、主なポイントをまとめたパンフレットを特設サイトに掲載しています。

掲載場所  <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm#a0023003-082>



### 電子帳簿保存法の内容が改正されました

～ 令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要 ～

#### Q:「電子帳簿等保存制度」とは、どのような制度ですか？

A: 電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など（国税関係書類）」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいいます。3つの制度に区分されています。

#### ① 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控えなどが対象です。

さらに、一定の範囲の帳簿を「優良な電子帳簿」の要件を満たして電子データで保存している場合には、後からその電子帳簿に関する過少申告加算税が判明しても過少申告加算税が5%軽減される範囲があります（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

#### ② スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した紙の領収書・請求書等）は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

#### ③ 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応が必要です】

申告所管税・法人税に同じ帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやりとりした場合には、その電子データ（電子取引データ）を保存しなければなりません。

※ 記録の改ざんなどを防止するため、①～③の保存を行うためには一定のルールに従う必要があります。

令和5年度税制改正による主な改正事項については、次ページ以降でご説明します。

令和5年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度のQ&Aなど電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。

また、電子帳簿等保存制度について詳しく知りたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをぜひご覧ください。

詳しくは、[国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト](#) で検索



### ① 電子帳簿等保存に関する主な改正事項

※ 令和5年1月1日以後に規定申告期間等が到来する国税について適用されます。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲が、申告所管税・法人税について以下のとおり見直されました。

なお、消費税についてこの措置の適用を受ける場合に優良な電子帳簿として作成しなければならない帳簿の範囲については、変更はありません。

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲

#### 【見直し前】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（全ての青色関係帳簿）

#### 【見直し後】

①仕訳帳、②総勘定元帳、③その他必要な帳簿（以下の記載事項に係るものに限定）

③における記載事項	帳簿の具体例
売上げ（加工その他の役務の給付等売上げと同様の性質を有するものを含む。）その他収入に関する事項	売上帳
仕入れその他経費（法人税は、資金・給料・法定福利費・厚生費を除く。）に関する事項	仕入帳、経費帳、資金台帳（所得控のみ）
売掛金（未加工品その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売掛帳
買掛金（未加工品その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	買掛帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形記入帳、支払手形記入帳
その他の債権債務に関する事項（当座預金を除く。）	貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（法人税のみ）	有価証券受払い簿（法人税のみ）
固定資産台帳に関する事項	固定資産台帳
繰延資産に関する事項	繰延資産台帳

### Q:「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」とは、どのような措置ですか？

A: 一定の範囲の帳簿について、「モニター・説明書等を備え付ける」などの電子帳簿として保存するための要件に加えて、

① 訂正前帳簿の保存、② 帳簿間の相互関連性 ③ 日付・金額・相手方による検索機能の3要件を全て備えて保存している場合には、後からその電子帳簿に関する過少申告加算税が判明しても過少申告加算税が5%軽減される措置です（あらかじめ届出書を提出している必要があります）。

### ② スキャナ保存に関する主な改正事項

※ 令和5年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。

① 解像度・指図・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

国税関係書類をスキャナで読み取った際の解像度・指図・大きさに関する情報の保存を必要とする要件が廃止されました。これらの情報を保存しておくことは不要となりましたが、スキャナで読み取る際に守らなければならない解像度（200dpi以上）や指図（原則としてカラー画像）などの要件自体に変更はありません。

② 入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました（電子取引データ保存についても同様です）。

③ 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認できるようにしておく必要がある国税関係書類が、「重要書類（契約書・領収書・送り状・商品書等のように、資金や物の流れに直接・連動する書類）」に限定されることとなりました。この見直しにより、「一般書類（見当書・注文書や商品書の写しのように、資金や物の流れに直接・連動しない書類）」をスキャナ保存する場合には、相互関連性の確保が不要となりました。

### ③ 電子取引データ保存に関する主な改正事項

※ 令和5年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。

① 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め（調査担当者からデータのコピーを提供すること）」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

イ 検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間（2課税年度前）の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

ロ 対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました。

② 令和4年度税制改正で措置された「暫定措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。（参考）令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「暫定措置」を適用して保存している方は、令和5年1月1日以後も保存義務が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題ありません。

③ 新たな猶予措置が整備されました。

次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に当たっては不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができるとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所管税務局長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です）

ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

上記②の暫定措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記③の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

# ご視聴ありがとうございました

詳しくはコチラ

国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト で検索 または



こちらからも  
特設サイトに  
アクセスできます

